

## 【資料2】本県の関係窓口

### 就学相談・教育相談の場

子ども一人一人の障害又は生活上の困難を改善・克服し自立を目指すため、下記の機関で随時保護者等からの就学相談や教育相談に応じています。

#### 各教育委員会

地区	通番	委員会名	電話	地区	通番	委員会名	電話
国頭地区	1	国頭村教育委員会	0980-41-2255	那覇地区	22	浦添市教育委員会	098-876-1234
	2	大宜味村教育委員会	0980-44-3006		23	那覇市教育委員会	098-917-3500
	3	東村教育委員会	0980-43-2130		24	久米島町教育委員会	098-985-2287
	4	今帰仁村教育委員会	0980-56-2645		25	南大東村教育委員会	09802-2-2531
	5	本部町教育委員会	0980-47-2206		26	北大東村教育委員会	09802-3-4138
	6	名護市教育委員会	0980-53-1212		島尻地区	27	豊見城市教育委員会
	7	宜野座村教育委員会	098-968-8522	28		糸満市教育委員会	098-840-8160
	8	金武町教育委員会	098-968-2991	29		八重瀬町教育委員会	098-998-7571
	9	伊江村教育委員会	0980-49-2334	30		南城市教育委員会	098-947-2782
	10	伊平屋村教育委員会	0980-46-2003	31		与那原町教育委員会	098-945-2361
	11	伊是名村教育委員会	0980-45-2318	32		南風原町教育委員会	098-889-2620
中頭地区	12	恩納村教育委員会	098-966-1209	33		渡嘉敷村教育委員会	098-987-2120
	13	うるま市教育委員会	098-923-7120	34		座間味村教育委員会	098-987-2153
	14	読谷村教育委員会	098-982-9228	35		粟国村教育委員会	098-988-2449
	15	嘉手納町教育委員会	098-956-1111	36		渡名喜村教育委員会	098-989-2015
	16	沖縄市教育委員会	098-939-1212	宮古地区	37	宮古島市教育委員会	0980-72-9959
	17	北谷町教育委員会	098-936-3490		38	多良間村教育委員会	0980-79-2674
	18	宜野湾市教育委員会	098-892-8280	八重山地区	39	石垣市教育委員会	0980-82-2604
	19	北中城村教育委員会	098-935-3773		40	竹富町教育委員会	0980-82-6191
	20	中城村教育委員会	098-895-9276		41	与那国町教育委員会	0980-87-2002
	21	西原町教育委員会	098-945-3655				

#### 県教育委員会及び各教育事務所

機関名	電話	担当
県教育庁県立学校教育課 特別支援教育室	098-866-2715	○視覚・聴覚・知的・肢体・病弱 ○特別支援学級等 ○県就学支援
国頭教育事務所	0980-52-2664	○特別支援教育担当 ○教育相談担当 ○生徒指導担当 ○専門家チーム ○巡回アドバイザー
中頭教育事務所	098-939-0044	
那覇教育事務所	098-876-2710	
島尻教育事務所	098-998-4416	
宮古教育事務所	0980-72-3222	
八重山教育事務所	0980-82-3622	

## 沖縄県立総合教育センター

利用対象者	障害のある幼児児童生徒の保護者及び学校等の関係者
相談の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある子どもの子育てについて</li> <li>○障害理解について</li> <li>○就学・転学・進路について</li> <li>○学校教育における手立て・指導について</li> <li>○専門医による医療相談について</li> <li>○発達や支援方法を確認するための検査について</li> <li>○その他・お問い合わせ等</li> </ul>
相談日時	火・木・金（9:00～11:30、14:00～17:00）水（9:00～11:30）
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合教育センターにおいて <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談、来所相談（特別支援教育班の所員が対応します）</li> <li>・囑託医による相談（小児科・小児神経科・眼科・耳鼻咽喉科・整形外科の医師が相談を行います）</li> </ul> </li> <li>② 特別支援学校において <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の障害児就学相談員による相談（学校見学、授業参観、体験入学等）</li> </ul> </li> </ul>
申し込み 問い合わせ	〒904-2174 沖縄市与儀3丁目11番1号 特別支援教育班 電話 098-933-7526 / FAX 098-933-7528

## 各特別支援学校

※乳幼児期からの相談、学校見学等の対応を行っています。

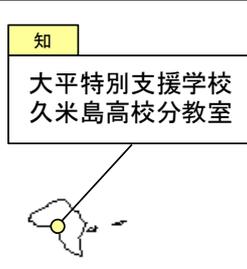
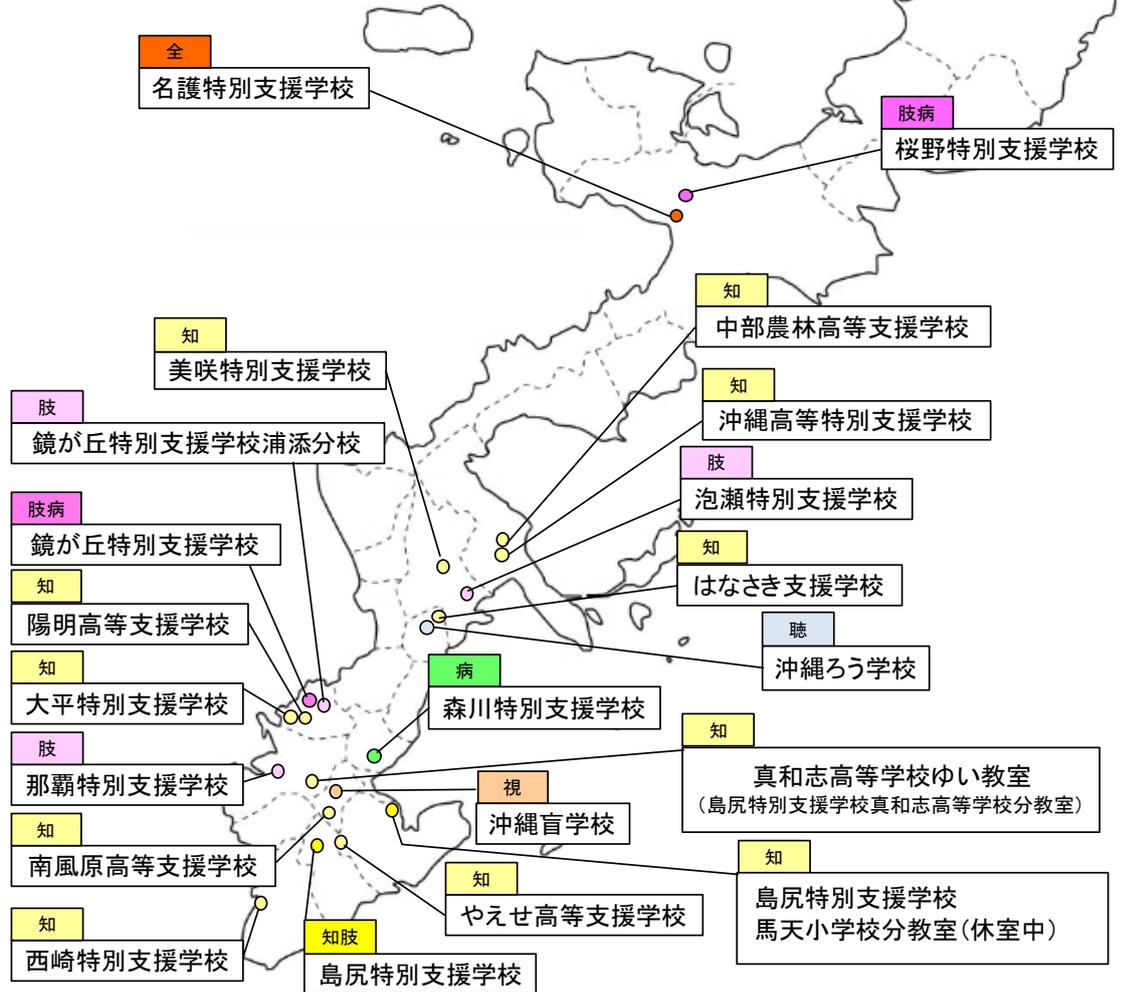
エリア	学校名	障害種	電話	所在地
北部地区	名護特別支援学校	視覚、聴覚、知的、肢体、病弱	0980-52-0505	名護市宇茂佐760
	桜野特別支援学校	肢体、病弱	0980-52-3920	名護市宇茂佐178-1
中部地区	沖縄ろう学校	聴覚	098-932-5475	北中城村字屋宜原415
	美咲特別支援学校	知的	098-938-1037	沖縄市美里4-18-1
	はなさき支援学校	知的	098-989-0192	北中城村字屋宜原415
	泡瀬特別支援学校	肢体	098-932-7584	沖縄市字比屋根5-2-20
	森川特別支援学校	病弱	098-945-3008	西原町字森川51
	沖縄高等特別支援学校	知的	098-973-1661	うるま市宇田場1243
	中部農林高等支援学校	知的	098-973-3578	うるま市宇田場1570
那覇地区	大平特別支援学校	知的	098-877-4941	浦添市大平1-27-1
	鏡が丘特別支援学校	肢体、病弱	098-877-4940	浦添市当山3-2-7
	鏡が丘特別支援学校 浦添分校	肢体	098-879-5590	浦添市字経塚715
	那覇特別支援学校	肢体	098-834-0948	那覇市寄宮2-3-30
	陽明高等支援学校	知的	098-879-3062	浦添市大平488
南部地区	沖縄盲学校	視覚	098-889-5375	南風原町字兼城715
	島尻特別支援学校	知的、肢体	098-998-8240	八重瀬町字友寄160
	西崎特別支援学校	知的	098-994-6855	糸満市西崎町1-1-2
	南風原高等支援学校	知的	098-889-4618	南風原町字津嘉山1140
	やえせ高等支援学校	知的	098-998-2401	八重瀬町友寄850
宮古地区	宮古特別支援学校	視覚、聴覚、知的、肢体、病弱	0980-72-5117	宮古島市平良字狩俣4005-1
八重山地区	八重山特別支援学校	視覚、聴覚、知的、肢体、病弱	0980-86-7345	石垣市宇宮良77

【資料3】

県立特別支援学校/高等支援学校/分教室配置図 (令和3年度4月1日現在)

凡例(障害の種類)

視	…視覚障害	病	…病弱
聴	…聴覚障害	知肢	…知的・肢体
知	…知的障害	肢病	…肢体・病弱
肢	…肢体不自由	全	…視・聴・知・肢・病



## 【資料4】

特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準			
	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級(25文科初第756号)	通級による指導(25文科初第756号)
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害		二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
A D H D			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの